

## 第1章 まちづくり総合計画とは

この章では、なぜ新たな計画をつくるのか、どんな計画なのか、その計画の策定目的や役割、期間や推進の方法などについて示します。

### 第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化と人口減少社会の到来、地方分権\*の進展、更には東日本大震災のような予期せぬ災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、加えて情報や経済のグローバル化がさらに進展するなど、今後も大きく変化していくものと予想されます。したがって、これからの市政運営は自らの判断と責任で、このような変化に柔軟に対応しながらまちづくりを進めていくことが重要となります。

一方、地方分権の進展に伴う地方自治法の改正により、市町村基本構想の策定義務は廃止されましたが、まちづくりは、その地方の特色を踏まえた目標を掲げて前進することが重要となりますので、本市が目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を市民と共有し、共に取り組んでいくために、これまでの形式にとらわれない独自の総合計画を新たに策定することとしました。

計画の策定にあたり設置した総合計画市民会議では、委員の皆さんに本市の強みと弱みを踏まえ、10年後の本市がどのようなまちになっていけばいいのか、そのために市はどのようなことに取り組んでいけばいいのか、さらには、市民が果たすべき役割は何かについて真摯に議論いただきました。

この市民会議からの提言をもとに、計画には、将来都市像のほか、まちづくりの分野、政策、施策の階層ごとに「目指す姿」を掲げ、その実現に向け進むべき基本的な方向性を示しています。

したがって「花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン」は、道路や建物の建設など個別の事業を積み上げた計画ではなく、今後10年間のまちづくりの方向性を示すもので、本計画で掲げた「目指す姿」を実現するために、この方向性に沿って、その時々社会経済情勢を踏まえ、最も有効な手段となる事業を構築し、施策を展開していくための指針とするものです。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1 計画の位置づけ

本計画は、花巻市まちづくり基本条例\*（平成20年条例第24号）第18条に規定する総合的な市政運営の基本となる計画として策定するものです。

### 2 計画期間

本計画は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）の10年間を計画期間とします。

### 3 地区ビジョン

市内27地区のコミュニティ会議\*が作成した地区の長期的な将来像である「地区ビジョン」を本計画に掲げ、総合計画と一体で推進します。

### 4 計画の推進

本計画を着実に実行するため、中期（3～4年）ごとの施策の展開と目標値を示す「中期プラン」を策定し、評価・検証を行い、必要な見直しを図りながら進行管理を行ってまいります。

中期プランの計画期間

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第1期プラン(3年)									
	評価・見直し		第2期プラン(3年)						
				評価・見直し		第3期プラン(4年)			